

『知っているようで知らない 廃棄物処理法』

令和7年度 研修会

(一社)兵庫県産業資源循環協会
専務理事兼事務局長 木下 勝功

講義の趣旨

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)は、環境関連の法令の中でもとりわけ難解
 - ・ 廃棄物処理基準、許可の要否
 - ・ 一廃の規定を産廃に準用が多い
 - ・ 一廃と産廃の両方の処理基準を読み比べる必要がある
 - ・ 法律、施行令、規則以外に通知(行政の解釈基準)・・・大量の内容、難解
- 毎年のようにある法改正を経て、廃棄物処理法の規定がますます複雑化
- 廃棄物処理法を難解にしている原因は、
 - 1 法の対象となる廃棄物に該当するのかが判らない
 - 2 産業廃棄物と一般廃棄物の区分の判断が判らない
 - 3 産業廃棄物の指定業種が判らない
 - 4 産業廃棄物の種類分類がむずかしい
 - 5 排出事業者が誰になるのか判らない
- 廃棄物処理の担当者・・・法律違反のリスクを正確に把握する必要がある

コンプライアンス(法令遵守)

法令を遵守する

+

法律として明文化されていないが、社会的ルールとして認識されている
ルールにも従って企業活動を行う

コンプライアンスと法令遵守の違い

- 法令遵守に関する違反の場合は、会社は法的な制裁を受ける。
たとえば、会社や役員が刑事訴追を受けたり、罰金・課徴金・民事上の損害賠償等を課せられたりします。⇒ 遵守が当たり前
- コンプライアンス違反の場合は、法的な制裁を受けるということにとどまりません。コンプライアンス違反としてもっとも重大なものは、**会社の社会的評価の毀損や低下**です。
一度でも、企業イメージが毀損・低下してしまうと、この**信用を回復するのは極めて困難なため、コンプライアンス遵守の重要性が大きい**といえます。

講義の趣旨

排出事業者は、産業廃棄物が適正に処理されるまで責任をもたなければなりません。(排出事業者処理責任の原則)

排出事業者は、その産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。
(法第3条第1項、法第11条第1項)

- 法第3条第1項
事業者は、その事業活動に伴って生じた**廃棄物**を自らの責任において適正に処理しなければならない
- 法第11条第1項
事業者は、その**産業廃棄物**を自ら処理しなければならない(排出事業者責任)。

ただし、**自ら処理**することができない場合は、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に**委託して処理**する方法があります。
(法第12条第5項、法第12条の2第5項)

また、排出事業者は、産業廃棄物の処理を委託する場合、処理状況の確認を行うとともに、**最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講じるよう努めなければなりません**。
(法第12条第7項、法第12条の2第7項)

講義の趣旨

排出事業者は、産業廃棄物が適正に処理されるまで責任をもたなければなりません。(排出事業者処理責任の原則)

○廃棄物処理業者に廃棄物の処理を委託した場合であっても、**排出事業者**に**処理責任**が残っていることに変わりはありません。

不適正な処理を行う廃棄物処理業者に委託していたことが明らかになれば、**排出事業者も廃棄物処理法の措置命令の対象になる可能性がある**とともに、社名等が公表され、コンプライアンスを十分に果たしていない事業者として**社会的な評価を落としかねないリスク**を十分に認識する必要があります。



産業廃棄物を適正に処理するためには、廃棄物処理法などの法令や規制、そして具体的な廃棄物の種類と特性に基づいた**判断の根拠を正確に把握し、理解**することが不可欠です

講義の趣旨

廃棄物処理法の解釈は、国ではなく地方公共団体が持つ法令の自主解釈権に基づき、**都道府県・政令市が地域の実情を踏まえた自主的・自律的な法解釈に基づいて廃棄物処理法を運用**することが求められています。

廃棄物処理法の運用は、法の趣旨、目的に合致したものであることはもちろんのこと、法令上の規定や施行通知等に照らして合理的に説明できるものであり、かつ、県民・事業者の目線からみて社会通念上受け容れられるものであることが必要ではありません。

しかしながら、都道府県・政令市の法解釈は100%同じではありません。行政機関においては、**齟齬が生じる場合もあります**ので、注意が必要です。

※判断が難しい場合は、必ず所管行政機関に確認を！！！！

講義の内容

- 1 法の対象となる廃棄物に該当するのかが判らない
- 2 産業廃棄物と一般廃棄物の区別の判断が判らない
- 3 産業廃棄物の指定業種が判らない
- 4 産業廃棄物の種類分類がむずかしい
- 5 排出事業者が誰になるのかが判らない
- 6 排出事業者責任について
- 7 法違反事例から学ぶ

1 法の対象となる廃棄物に該当するのかが判らない

では、廃棄物とは？（法律で定めている概要）

- 廃棄物とは、人間の活動に伴って発生するもので、ごみなどの不要物や自分で利用したり他人に有償で売却できないため不要になった固形状又は液状のものをいいます。（総合判断説）
- 廃棄物と判断されれば、その発生形態や性状の違いから、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の二つに大別され、排出後の処理の責任主体や処理方法が区分されています。
- 「産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた20種類の廃棄物を言います。概念的には、会社や工場などの事業活動に伴って発生した廃棄物を産業廃棄物としています。なお、危険性の高い産業廃棄物を特に特別管理産業廃棄物として区分しています。
- 一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物を言います。事業活動を伴わない家庭からの廃棄物は一般廃棄物であります。なお、事業活動に伴って発生した廃棄物であっても、産業廃棄物に該当しないものは、一般廃棄物となります。

1 法の対象となる廃棄物に該当するのかが判らない

廃棄物と判断するために

- 有価物か廃棄物かの判断を誰がするのか
総合判断説という手法はあるが、ケース・バイ・ケースとなる
- 廃棄物(もの)から産業廃棄物か一般廃棄物かは判断できない。
同一廃棄物(もの)でも、排出元、業種が異なれば、産廃、一廃どちらにでもなりうる。
- 素材・組成等が同一であっても排出元が異なると産廃の品目も異なる
【例】コンクリートブロック:解体工事から→がれき類
製造工場から→ガラス陶磁器くず
- 法律以外の通達や通知で規定しているケースも多く極めて難解
- 罰則は極めて厳しい
意図せずに法違反をしてしまっているケースが多々あるため、法を遵守し、適正な処理を行うためには、十分な知識と経験が必要である

1 法の対象となる廃棄物に該当するのかが判らない

廃棄物とは

「廃棄物」 ↔ 「不要物」 ↔ 「有価物」

その品物は、何に該当するか？
色々な条件を踏まえて判断する必要がある。

【廃棄物とは】

- ・ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿・・・その他の汚物又は不要物
- ・例示された品目↑以外であっても、占有者が自ら利用したり、他人に有償で売却したりできないために不要となったものや、壊れて使えない、金銭的な価値や利用価値を持たないもの全般。

【有価物とは】

- ・自分にとって、または他人にとって価値があり、売買の対象となるもの。
例えば、貴金属、鉄、アルミなどの商品となるものや、古紙類・古布類などリサイクル品

【不要物とは】有価物になる可能性のある品(※不用物)

- ・所有者にとって今は必要ないが、まだ使える、または他者に価値を提供できる可能性のある品物。
- ・例えば、使わなくなった家具や家電、着なくなった衣類、古い本など

※サンプルは以上です

(本編は総126ページ)